【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年11月24日

【四半期会計期間】 第86期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30

日)

【会社名】 株式会社富山銀行

【英訳名】 THE TOYAMA BANK LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 齊 藤 栄 吉

【本店の所在の場所】 富山県高岡市守山町22番地

【電話番号】 (0766)21 - 3535(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼総合企画部長 森 永 利 宏

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所

(愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成21年度 中間連結 会計期間 | 平成22年度 中間連結 会計期間 | 平成23年度 中間連結 会計期間 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------------------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日) | (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日) | (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日) | (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日) | (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 5,215 | 5,261 | 5,330 | 10,334 | 10,304 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 449 | 529 | 867 | 772 | 734 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 459 | 468 | 692 | | |
| 連結当期純利益 | 百万円 | | | | 571 | 369 |
| 連結中間包括利益 | 百万円 | | 388 | 7 | | |
| 連結包括利益 | 百万円 | | | | | 113 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 18,991 | 20,732 | 20,724 | 21,260 | 20,870 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 395,106 | 405,799 | 407,091 | 392,208 | 400,294 |
| 1 株当たり純資産額 | 円 | 385.09 | 361.97 | 360.33 | 372.94 | 363.68 |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 円 | 10.42 | 8.62 | 12.75 | | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 12.19 | 6.79 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 | 円 | | | | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | | |
| 自己資本比率 | % | 4.2 | 4.8 | 4.8 | 5.1 | 4.9 |
| 連結自己資本比率 (国内基準) | % | 9.55 | 10.14 | 9.82 | 10.05 | 9.69 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 1,074 | 1,730 | 947 | 2,435 | 5,805 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 1,220 | 1,696 | 1,075 | 4,825 | 5,728 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 114 | 138 | 139 | 2,291 | 275 |
| 現金及び現金同等物 の中間期末 (期末)残高 | 百万円 | 5,719 | 5,492 | 5,117 | 5,588 | 5,386 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 407 [113] | 389 [123] | 369 [132] | 401 [119] | 383 [123] |

⁽注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

^{2 1}株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」 に記載しております。

³ 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計・期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき 算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第84期中 | 第85期中 | 第86期中 | 第84期 | 第85期 |
|-------------------------|-----|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | | 平成21年 9 月 | 平成22年 9 月 | 平成23年 9 月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 |
| 経常収益 | 百万円 | 3,962 | 4,031 | 4,249 | 7,810 | 8,012 |
| 経常利益 | 百万円 | 433 | 442 | 824 | 723 | 645 |
| 中間純利益 | 百万円 | 454 | 463 | 691 | | |
| 当期純利益 | 百万円 | | | | 618 | 413 |
| 資本金 | 百万円 | 5,462 | 6,730 | 6,730 | 6,730 | 6,730 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 44,206 | 54,444 | 54,444 | 54,444 | 54,444 |
| 純資産額 | 百万円 | 16,826 | 19,559 | 19,515 | 20,160 | 19,699 |
| 総資産額 | 百万円 | 389,826 | 401,613 | 403,192 | 387,538 | 396,281 |
| 預金残高 | 百万円 | 368,130 | 377,444 | 378,250 | 362,943 | 371,505 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 270,847 | 268,216 | 269,753 | 269,742 | 270,882 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 91,609 | 98,988 | 102,610 | 98,554 | 103,143 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 10.30 | 8.53 | 12.72 | | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 13.20 | 7.60 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 | 円 | | | | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | | |
| 1株当たり配当額 | 円 | 2.50 | 2.50 | 2.50 | 5.00 | 5.00 |
| 自己資本比率 | % | 4.3 | 4.8 | 4.8 | 5.2 | 4.9 |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 8.73 | 9.76 | 9.42 | 9.70 | 9.31 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 392 [98] | 381 [114] | 362 [126] | 388 [103] | 375 [113] |

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき 算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 - 5 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当行は、平成23年9月7日開催の取締役会において、金沢信用金庫の富山県内3店舗の事業譲受けに関する基本合意書について決議を行い、平成23年9月16日付けで基本合意書を締結いたしました。なお、事業譲受けの契約締結は平成24年3月末日まで、事業の譲受けは平成24年10月中に行う予定です。金沢信用金庫3店舗の平成23年3月末現在の預金・貸出金残高は次のとおりです。

| 支 店 名 | 預 金 | | 貸上 | 出 金 |
|--------|--------|-------|------|------|
| 福光支店 | 6,501先 | 118億円 | 477先 | 28億円 |
| 福光中央支店 | 5,926先 | 111億円 | 480先 | 30億円 |
| 砺波支店 | 5,077先 | 72億円 | 493先 | 37億円 |

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の国内経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、サプライチェーンの立て直しによる生産活動の回復や、個人消費の改善など、持ち直しの動きが続きました。もっとも期後半には、海外経済の減速の懸念やそれに伴う円高の進行、株式相場の低迷等を背景に、その動きは緩やかなものとなりました。

富山県経済も一部持ち直しの動きもみられましたが、総じて依然厳しい状況が続きました。企業活動においては、製造業は、一般機械、鉄鋼、医薬品、プラスチックは増加し、アルミニウム建材は横ばい、半導体関連、繊維は減少しました。非製造業では、建設、情報サービスは低調に推移しました。

金融面では、日銀による潤沢な資金供給のもと、短期金利は、0.1%を下回る水準で推移しました。長期金利は、期初は1.2%台から1.3%台で推移しましたが徐々に低下し、期末には1.0%台の水準となりました。

このような経済金融環境のもと、富山銀行グループは、親会社である富山銀行を中心として経営の効率化と業績の向上に鋭意努力いたしましたところ、次のような業績を収めることができました。

主要勘定では、預金は引き続き地域に密着した営業基盤の拡充に努め、個人預金等が順調に推移した結果、前連結会計年度末比6,818百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は377,732百万円となりました。貸出金は、お客様のニーズに積極的に応えましたが、前連結会計年度末比1,235百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は268,368百万円となりました。また、有価証券は、金利上昇リスクを回避するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、前連結会計年度末比531百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は102,637百万円となりました。

EDINET提出書類

株式会社 富山銀行(E03565) 四半期報告書

損益の状況については、経常収益はその他経常収益が増加したこと等から、前年同期比68百万円増加して 5,330百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用やその他業務費用が減少したこと等から前年同 期比269百万円減少して4,462百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比338百万円増加して867 百万円となり、これに特別利益、特別損失、法人税等を加減した中間純利益は前年同期比224百万円増加し、 692百万円となりました。

セグメントの業績(含セグメント間内部取引)については、グループ全体として経営全般の効率化と業 績の向上に努めましたが、「銀行業」の経常収益は前年同期比217百万円増加して4,249百万円、セグメント 利益(経常利益)は前年同期比382百万円増加して824百万円のセグメント利益となりました。「リース 業」の経常収益は前年同期比122百万円減少して1,106百万円、セグメント利益は前年同期比27百万円減少 して54百万円となりました。報告セグメント以外の「その他」の経常収益は前年同期比16百万円減少して 29百万円、セグメント損益は前年同期比17百万円減少して10百万円のセグメント損失となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国際業務部門の資金運用収支が前年同期比24百万円増加したことを主因に、全体では前年同期比3百万円増加して2,965百万円となりました。役務取引等収支は、前年同期比44百万円増加して331百万円となりました。その他業務収支は、前年同期比187百万円減少して253百万円となりました。

| 1 1 * * T | #0 011 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|----------------------|--------------|---------|---------|---------|-------------|
| 種類 | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 多 今浑田顺士 | 前第2四半期連結累計期間 | 2,924 | 38 | 1 | 2,962 |
| 資金運用収支 | 当第2四半期連結累計期間 | 2,903 | 63 | 1 | 2,965 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 3,264 | 50 | 11 | 11 3,292 |
| プラ貝亚建州収皿 | 当第2四半期連結累計期間 | 3,130 | 71 | 11 | 8 3,182 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結累計期間 | 340 | 11 | 10 | 11 330 |
| プラ貝並嗣廷貝用 | 当第2四半期連結累計期間 | 226 | 8 | 10 | 8 216 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結累計期間 | 299 | 1 | 14 | 286 |
| 12754371号43.2 | 当第2四半期連結累計期間 | 328 | 2 | | 331 |
| うち役務取引等 | 前第2四半期連結累計期間 | 456 | 5 | 22 | 438 |
| 収益 | 当第2四半期連結累計期間 | 484 | 5 | 7 | 482 |
| うち役務取引等 | 前第2四半期連結累計期間 | 157 | 3 | 8 | 152 |
| 費用 | 当第2四半期連結累計期間 | 156 | 2 | 7 | 151 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結累計期間 | 426 | 15 | 1 | 440 |
| ての他未務収入 | 当第2四半期連結累計期間 | 239 | 14 | 1 | 253 |
| うちその他業務 収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 1,502 | 15 | 9 | 1,508 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 1,208 | 14 | 8 | 1,213 |
| うちその他業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 1,076 | | 8 | 1,068 |
| 費用 | 当第2四半期連結累計期間 | 968 | | 7 | 960 |

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。 「国際業務部門」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。
 - 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 - 3 相殺消去額は、当行及び子会社相互間においての取引を相殺消去額として記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、前年同期比43百万円増加して482百万円、役務取引等費用は、前年同期比1百万円減少して151百万円となりました。

| 1 ± ¥ 5 | #0 011 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|-------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 種類 | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 456 | 5 | 22 | 438 |
| 仅伤权引令以益 | 当第2四半期連結累計期間 | 484 | 5 | 7 | 482 |
| うち預金・貸出 | 前第2四半期連結累計期間 | 122 | 0 | 15 | 107 |
| 業務 | 当第2四半期連結累計期間 | 110 | 0 | 0 | 110 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 132 | 5 | 0 | 136 |
| フラ州首未初 | 当第2四半期連結累計期間 | 132 | 5 | 0 | 137 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 69 | | | 69 |
| プラ証が関連条例 | 当第2四半期連結累計期間 | 91 | | | 91 |
| 2 + 小亚米双 | 前第2四半期連結累計期間 | 10 | | | 10 |
| うち代理業務 | 当第2四半期連結累計期間 | 9 | | | 9 |
| うち保護預り・ | 前第2四半期連結累計期間 | 4 | | | 4 |
| 貸金庫業務 | 当第2四半期連結累計期間 | 4 | | | 4 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 35 | 0 | 7 | 28 |
| フラ体証未務 | 当第2四半期連結累計期間 | 35 | 0 | 7 | 28 |
| | 前第2四半期連結累計期間 | 157 | 3 | 8 | 152 |
| 佼務以51守复用 | 当第2四半期連結累計期間 | 156 | 2 | 7 | 151 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 20 | 3 | 0 | 23 |
| ノり付百未初 | 当第2四半期連結累計期間 | 20 | 2 | 0 | 23 |

⁽注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。

[「]国際業務部門」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

² 相殺消去額は、当行及び子会社相互間においての取引を相殺消去額として記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|--------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 个里 天只 | #17万J | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 75 今 △ ☆ ↓ | 前第2四半期連結会計期間 | 376,147 | 1,297 | 634 | 376,810 |
| 預金合計 | 当第2四半期連結会計期間 | 376,735 | 1,515 | 518 | 377,732 |
| こと 法動性 至今 | 前第2四半期連結会計期間 | 109,351 | | 162 | 109,189 |
| うち流動性預金 | 当第2四半期連結会計期間 | 114,240 | | 45 | 114,194 |
| うた 空 | 前第2四半期連結会計期間 | 264,158 | | 472 | 263,685 |
| うち定期性預金 | 当第2四半期連結会計期間 | 259,781 | | 472 | 259,309 |
| = + Z の/出 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,637 | 1,297 | | 3,934 |
| うちその他 | 当第2四半期連結会計期間 | 2,713 | 1,515 | | 4,228 |
| · | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 譲渡性預金 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 松△≒↓ | 前第2四半期連結会計期間 | 376,147 | 1,297 | 634 | 376,810 |
| 総合計 | 当第2四半期連結会計期間 | 376,735 | 1,515 | 518 | 377,732 |

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。
 - 「国際業務部門」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。
 - 2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 - 3 定期性預金=定期預金+定期積金
 - 4 相殺消去額は、当行及び子会社相互間においての取引を相殺消去額として記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

| 光线可 | 前第2四半期連結 | 会計期間 | 当第2四半期連結会計期間 | |
|-----------------------|------------|--------|--------------|--------|
| 業種別 | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 国内 (除く特別国際金融取引勘定分) | 266,845 | 100.00 | 268,368 | 100.00 |
| 製造業 | 50,198 | 18.81 | 49,105 | 18.30 |
| 農業、林業 | 2,970 | 1.11 | 2,961 | 1.10 |
| 漁業 | | | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 113 | 0.04 | 201 | 0.07 |
| 建設業 | 19,575 | 7.34 | 20,428 | 7.61 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,152 | 0.43 | 3,471 | 1.29 |
| 情報通信業 | 2,724 | 1.02 | 2,202 | 0.82 |
| 運輸業、郵便業 | 9,137 | 3.43 | 8,177 | 3.05 |
| 卸売業、小売業 | 28,738 | 10.77 | 28,412 | 10.59 |
| 金融業、保険業 | 8,033 | 3.01 | 10,889 | 4.06 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 16,206 | 6.07 | 16,760 | 6.25 |
| 各種サービス業 | 24,323 | 9.12 | 24,513 | 9.13 |
| 地方公共団体 | 45,362 | 17.00 | 44,990 | 16.77 |
| その他 | 58,308 | 21.85 | 56,252 | 20.96 |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | | | | |
| 政府等 | | | | |
| 金融機関 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 (注) 1 「国由」には 半年及 | 266,845 | | 268,368 | |

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。
 - 「海外及び特別国際金融取引勘定分」については当行は該当ありません。
 - 2 国内には国内・国際業務部門の貸出金残高を含んでおります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、947 百万円(前年同期比783百万円の収入の減少)の収入となりました。これは主として銀行業において、預金が6,818百万円増加(前年同期比7,760百万円の収入の減少)したこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,075百万円(前年同期比621百万円の支出の減少)の支出となりました。これは主として有価証券の売却による収入4,014百万円(前年同期比575百万円の収入の減少)や償還による収入5,993百万円(前年同期比3,550百万円の収入の増加)を有価証券の取得による支出10,590百万円(前年同期比2,057百万円支出の増加)が上回ったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、139百万円(前年同期 比0百万円支出の増加)の支出となりました。これは主として配当金の支払によるものです。

現金及び現金同等物の増減状況

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、期首に比べ269百万円減少し5,117百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

金融機関を取り巻く環境が依然厳しい中、地元企業への円滑な資金供給を通じ地域経済の活性化を図るという地域金融機関の役割を果たすため、経営の効率化を進めて更なる収益性を追求すると共に、資産内容等健全性確保や金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の態勢強化も求められています。

また、当行は平成24年5月より、次期共同センター加盟行との共同開発による新システム(STELLA CUBE)の稼動を予定しております。この新システムの運用は、地域のお客様への優れたサービスの提供が可能となるのに併せ、システム開発経費の削減、高度なシステムによる事務負担の軽減等の効果から、更なる営業力強化へと経営資源の効率的な配分を促進し、収益力の向上へと寄与するものと考えております。

今年度も、第3次中期経営計画「富山銀行iプロジェクト」のもと、より強固な財務基盤を確立し、地域における金融システムの担い手として、持続性のある安定的な資金供給や総合的な金融サービスの提供など、引き続き地域密着型金融を推進して参ります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)-(A) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 業務粗利益 | 3,547 | 3,428 | 118 |
| 経費(除く臨時処理分) | 2,612 | 2,577 | 35 |
| 人件費 | 1,437 | 1,379 | 57 |
| 物件費 | 1,044 | 1,053 | 9 |
| 税金 | 131 | 144 | 12 |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 934 | 851 | 82 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 2 | | 2 |
| 業務純益 | 931 | 851 | 79 |
| うち債券関係損益 | 277 | 117 | 160 |
| 臨時損益 | 489 | 27 | 461 |
| 株式等関係損益 | 80 | 417 | 337 |
| 不良債権処理額 | 358 | | 358 |
| 貸出金償却 | | | |
| 個別貸倒引当金純繰入額 | 358 | | 358 |
| その他の債権売却損等 | | | |
| 貸倒引当金戻入益 | | 416 | 416 |
| 償却債権取立益 | | 16 | 16 |
| その他臨時損益 | 49 | 42 | 7 |
| 経常利益 | 442 | 824 | 382 |
| 特別損益 | 6 | 6 | 0 |
| うち固定資産処分損益 | 4 | 6 | 1 |
| うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影 響額 | 10 | | 10 |
| 税引前中間純利益 | 435 | 818 | 382 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8 | 8 | 0 |
| 法人税等調整額 | 36 | 118 | 154 |
| 法人税等合計 | 28 | 126 | 155 |
| 中間純利益 | 463 | 691 | 227 |

- (注) 1 業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 4 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券 償却
 - 5 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%)(A) | 当中間会計期間 (%)(B) | 増減(%) (B) - (A) |
|-------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| (1) 資金運用利回 | 1.72 | 1.61 | 0.11 |
| (イ)貸出金利回 | 1.90 | 1.82 | 0.08 |
| (口)有価証券利回 | 1.56 | 1.45 | 0.11 |
| (2) 資金調達原価 | 1.57 | 1.45 | 0.12 |
| (イ)預金等利回 | 0.16 | 0.10 | 0.06 |
| (口)外部負債利回 | 0.09 | 0.09 | |
| (3) 総資金利鞘 - | 0.15 | 0.16 | 0.01 |

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 - 2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3 ROE(単体)

| | 前中間会計期間 (%)(A) | 当中間会計期間 (%)(B) | 増減(%) (B) - (A) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前) | 9.38 | 8.66 | 0.72 |
| 業務純益ベース | 9.35 | 8.66 | 0.69 |
| 中間純利益ベース | 4.65 | 7.03 | 2.38 |

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)-(A) |
|---------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 預金(末残) | 377,444 | 378,250 | 806 |
| 預金(平残) | 365,248 | 374,401 | 9,153 |
| 貸出金(末残) | 268,216 | 269,753 | 1,537 |
| 貸出金(平残) | 265,567 | 266,092 | 525 |

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)-(A) |
|----|---------------------|---------------------|--------------------|
| 個人 | 293,346 | 299,468 | 6,122 |
| 法人 | 84,098 | 78,781 | 5,316 |
| 合計 | 377,444 | 378,250 | 806 |

(3) 消費者ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)-(A) |
|----------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 消費者ローン残高 | 55,098 | 53,118 | 1,980 |
| 住宅ローン残高 | 51,913 | 49,987 | 1,925 |
| その他ローン残高 | 3,185 | 3,130 | 55 |

(4) 中小企業等貸出金

| | | | 前中間会計期間 (A) | 当中間会計期間 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------|---|-----|----------------|----------------|-----------------|
| 中小企業等貸出金残高 | | 百万円 | 195,869 | 195,103 | 765 |
| 総貸出金残高 | | 百万円 | 268,216 | 269,753 | 1,537 |
| 中小企業等貸出金比率 | / | % | 73.02 | 72.32 | 0.70 |
| 中小企業等貸出先件数 | | 件 | 16,018 | 15,652 | 366 |
| 総貸出先件数 | | 件 | 16,102 | 15,736 | 366 |
| 中小企業等貸出先件数比率 | / | % | 99.47 | 99.46 | 0.01 |

⁽注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

| ∓ ∓*五 | 前中間名 | 会計期間 | 当中間会計期間 | | |
|--------------|---------------|-------|---------|---------|--|
| 種類 | 口数(件) 金額(百万円) | | 口数(件) | 金額(百万円) | |
| 手形引受 | 11 | 115 | 15 | 139 | |
| 信用状 | 9 | 41 | 7 | 132 | |
| 保証 | 308 | 1,662 | 281 | 1,546 | |
| 計 | 328 | 1,819 | 303 | 1,818 | |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の 状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定 められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成22年 9 月30日 | 平成23年9月30日 | |
|---------------|------------------------------------|--------------|------------|--------|
| | 坝 日 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | |
| | 資本金 | | 6,730 | 6,730 |
| | うち非累積的永久優先株 | | | |
| | 新株式申込証拠金 | | | |
| | 資本剰余金 | | 5,690 | 5,690 |
| | 利益剰余金 | | 6,203 | 6,525 |
| | 自己株式() | | 36 | 36 |
| | 自己株式申込証拠金 | | | |
| | 社外流出予定額() | | 135 | 135 |
| | その他有価証券の評価差損() | | | |
| | 為替換算調整勘定 | | | |
| 基本的項目 | 新株予約権 | | | |
| を (Tier 1) | 連結子法人等の少数株主持分 | | 1,060 | 1,143 |
| (Tierr) | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | | | |
| | 営業権相当額() | | | |
| | のれん相当額() | | | |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額 () | | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | | | |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) | | | |
| | 繰延税金資産の控除金額() | | | |
| | 計 | (A) | 19,512 | 19,916 |
| | うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証 券 | | | |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額 | | 779 | 779 |
| | 一般貸倒引当金 | | 1,067 | 680 |
| 補完的項目 | 負債性資本調達手段等 | | | |
| (Tier 2) | うち永久劣後債務 | | | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株 | | | |
| | 計 | | 1,846 | 1,459 |
| | うち自己資本への算入額 | (B) | 1,846 | 1,459 |
| 控除項目 | 控除項目(注) | (C) | 17 | |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) | (D) | 21,342 | 21,375 |

| 75.0 | | 平成22年 9 月30日 | 平成23年 9 月30日 | |
|-----------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|---------|
| | 項目 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | |
| | 資産(オン・バランス)項目 | | 195,445 | 202,735 |
| | オフ・バランス取引等項目 | | 2,594 | 2,195 |
| リスク・ | 信用リスク・アセットの額 | (E) | 198,040 | 204,930 |
| アセット等 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) | | 12,262 | 12,634 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 | (G) | 981 | 1,010 |
| | 計 (E)+(F) | (H) | 210,302 | 217,565 |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%) | | 10.14 | 9.82 | |
| (参考) Tier 1 | 比率 = A/H×100(%) | | 9.27 | 9.15 |

⁽注) 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

| | 項目 | | 平成22年 9 月30日 | 平成23年 9 月30日 |
|----------|-----------------------------------------------|-----|--------------|--------------|
| | | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| | 資本金 | | 6,730 | 6,730 |
| | うち非累積的永久優先株 | | | |
| | 新株式申込証拠金 | | | |
| | 資本準備金 | | 5,690 | 5,690 |
| | その他資本剰余金 | | | |
| | 利益準備金 | | 1,429 | 1,429 |
| | その他利益剰余金 | | 4,661 | 5,030 |
| | その他 | | | |
| | 自己株式() | | 36 | 36 |
| | 自己株式申込証拠金 | | | |
| | 社外流出予定額() | | 135 | 135 |
| 基本的項目 | その他有価証券の評価差損() | | | |
| (Tier1) | 新株予約権 | | | |
| | 営業権相当額() | | | |
| | のれん相当額() | | | |
| | 企業結合により計上される無形固定資産相当額 | | | |
| | | | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 | | | |
| | (上記各項目の合計額) | | | |
| | 繰延税金資産の控除金額() | | | |
| | 計 | (A) | 18,339 | 18,707 |
| | うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 | | | |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | | | |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額 | | 779 | 779 |
| | 一般貸倒引当金 | | 959 | 588 |
| 補完的項目 | 負債性資本調達手段等 | | | |
| (Tier 2) | うち永久劣後債務 | | | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株 | | | |
| | 計 | | 1,738 | 1,367 |
| | うち自己資本への算入額 | (B) | 1,738 | 1,367 |
| 控除項目 | 控除項目(注) | (C) | 17 | |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) | (D) | 20,060 | 20,075 |
| | 資産(オン・バランス)項目 | | 191,030 | 198,699 |
| | オフ・バランス取引等項目 | | 2,594 | 2,195 |
| リスク・ | 信用リスク・アセットの額 | (E) | 193,624 | 200,894 |
| アセット等 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) | (F) | 11,776 | 12,186 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 | (G) | 942 | 974 |
| | 計 (E)+(F) | (H) | 205,401 | 213,080 |
| 単体自己資本比 | ;率(国内基準) = D / H × 100(%) | | 9.76 | 9.42 |
| | | | | |

⁽注) 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が 含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

| 連接の区 人 | 平成22年 9 月30日 | 平成23年 9 月30日 | |
|-------------------|--------------|--------------|--|
| 債権の区分 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 4,441 | 4,435 | |
| 危険債権 | 4,741 | 5,733 | |
| 要管理債権 | 1,808 | 1,847 | |
| 正常債権 | 261,421 | 262,163 | |

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 110,000,000 |
| 優先株式 | 10,000,000 |
| 計 | 120,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年11月24日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|----------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 普通株式 | 54,444,000 | 54,444,000 | 名古屋証券取引所 (市場第二部) | 単元株式数は 1,000株であります。 |
| 計 | 54,444,000 | 54,444,000 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】 該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成23年9月30日 | | 54,444 | | 6,730,803 | | 5,690,000 |

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

| | | 十八八,234 | - 9 月 30 日 現任 - |
|--------------------------------|--------------------|---------------|------------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
| 株式会社北陸銀行 | 富山県富山市堤町通り1丁目2番26号 | 2,337 | 4.29 |
| 株式会社ホクタテ | 富山県富山市中野新町1丁目2番10号 | 1,788 | 3.28 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号 | 1,696 | 3.11 |
| トナミホールディングス株式会社 | 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 | 1,610 | 2.95 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 1,550 | 2.84 |
| 三協・立山ホールディングス株式 会社 | 富山県高岡市早川70番地 | 1,402 | 2.57 |
| 富山銀行従業員持株会 | 富山県高岡市守山町 2 2 番地 | 1,250 | 2.29 |
| 株式会社北國銀行 | 石川県金沢市下堤町 1 番地 | 1,100 | 2.02 |
| 日本海ガス株式会社 | 富山県富山市城北町2番36号 | 952 | 1.74 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 | 898 | 1.65 |
| 計 | | 14,584 | 26.78 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

| 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| (自己保有株式) 普通株式 101,000 | | |
| 普通株式 54,132,000 | 54,132 | |
| 普通株式 211,000 | | 1 単元(1,000株)未満の株式 |
| 54,444,000 | | |
| | 54,132 | |
| | (自己保有株式) 普通株式 101,000 普通株式 54,132,000 普通株式 211,000 | (自己保有株式) 普通株式 101,000 普通株式 54,132,000 54,132 普通株式 211,000 |

⁽注)上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3千株含まれております。 また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社富山銀行 | 高岡市守山町22番地 | 101,000 | | 101,000 | 0.18 |
| 計 | | 101,000 | | 101,000 | 0.18 |

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

- 2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年 大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債 の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しておりま す。
- 3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|----------------|-------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 9,541 | 10,623 |
| コールローン及び買入手形 | 6,400 | 13,300 |
| 買入金銭債権 | 900 | 680 |
| 有価証券 | 6, 10 103,168 | 6, 10 102,637 |
| 貸出金 | 1, 2, 3, 4, 5, 7 | 1, 2, 3, 4, 5, 7 |
| 外国為替 | 476 | 444 |
| リース債権及びリース投資資産 | 6 4,011 | 3,968 |
| その他資産 | 2,631 | 6 2,433 |
| 有形固定資産 | 8, 9 4,512 | 8, 9 4,783 |
| 無形固定資産 | 261 | 312 |
| 繰延税金資産 | 1,046 | 1,242 |
| 支払承諾見返 | 1,746 | 1,818 |
| 貸倒引当金 | 4,007 | 3,523 |
| 資産の部合計 | 400,294 | 407,091 |
| 負債の部 | | |
| 預金 | ₆ 370,913 | ₆ 377,732 |
| 借用金 | 3,642 | 3,690 |
| その他負債 | 1,522 | 1,631 |
| 賞与引当金 | 121 | 101 |
| 退職給付引当金 | 506 | 505 |
| 役員退職慰労引当金 | 155 | 87 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 16 | 12 |
| 偶発損失引当金 | 63 | 52 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 8 734 | ₈ 734 |
| 支払承諾 | 1,746 | 1,818 |
| 負債の部合計 | 379,423 | 386,366 |
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 6,730 | 6,730 |
| 資本剰余金 | 5,690 | 5,690 |
| 利益剰余金 | 5,968 | 6,525 |
| 自己株式 | 19.252 | 36 |
| 株主資本合計 | 18,352 | 18,909 |
| その他有価証券評価差額金 | 413 | 325 997 |
| 土地再評価差額金 | 8 | 8 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,411 | 672 |
| 少数株主持分 | 1,107 | 1,143 |
| 純資産の部合計 | 20,870 | 20,724 |
| 負債及び純資産の部合計 | 400,294 | 407,091 |

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

(単位:百万円)

| 役務取引等収益4384その他業務収益1,5081,2その他経常収益211経常費用4,7324,4資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2,4632 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (うち貸出金利息)2,5292,4(うち有価証券利息配当金)7437役務取引等収益4384その他業務収益1,5081,2その他経常収益214経常費用4,7324,4資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2463 | 30 |
| (うち有価証券利息配当金)7437役務取引等収益4384その他業務収益1,5081,2その他経常収益211経常費用4,7324,4資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2,4632 | 82 |
| 役務取引等収益4384その他業務収益1,5081,2その他経常収益211経常費用4,7324,4資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2,4632 | 21 |
| その他業務収益1,5081,2その他経常収益211経常費用4,7324,4資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 | 40 |
| その他経常収益2114経常費用4,7324,4資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 | 82 |
| 経常費用 4,732 4,4 資金調達費用 330 2 (うち預金利息) 305 1 役務取引等費用 152 1 その他業務費用 1,068 9 営業経費 2,717 2,6 その他経常費用 2 463 2 4 | .13 |
| 資金調達費用3302(うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 | 51 |
| (うち預金利息)3051役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 | 62 |
| 役務取引等費用1521その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 | 216 |
| その他業務費用1,0689営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 | 97 |
| 営業経費2,7172,6その他経常費用2 4632 4 | 51 |
| その他経常費用 463 ₂ 463 | 60 |
| 2 2 | 79 |
| 仅尝到·关 | 54 |
| 経常利益 529 8 | 67 |
| 特別利益 8 | - |
| 償却債権取立益 8 | - |
| 特別損失 15 | 6 |
| 固定資産処分損 4 | 6 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 10 | - |
| 税金等調整前中間純利益 522 8 | 861 |
| | 12 |
| 法人税等調整額 36 1 | 18 |
| 法人税等合計 24 1 | 30 |
| | 30 |
| 少数株主利益 78 | 37 |
| 中間純利益 468 66 | 592 |

【中間連結包括利益計算書】

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 少数株主損益調整前中間純利益 730 その他の包括利益 935 737 その他有価証券評価差額金 935 737 中間包括利益 388 7 (内訳) 親会社株主に係る中間包括利益 460 46 少数株主に係る中間包括利益 72 38

(単位:百万円)

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 6,730 6,730 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 6,730 6,730 資本剰余金 当期首残高 5,690 5,690 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 5,690 5,690 利益剰余金 当期首残高 5,870 5,968 当中間期変動額 剰余金の配当 135 135 中間純利益 468 692 当中間期変動額合計 332 557 当中間期末残高 6,203 6,525 自己株式 当期首残高 35 36 当中間期変動額 自己株式の取得 0 0 当中間期変動額合計 0 0 当中間期末残高 36 36 株主資本合計 当期首残高 18,255 18,352 当中間期変動額 剰余金の配当 135 135 468 692 中間純利益 自己株式の取得 0 当中間期変動額合計 332 556 当中間期末残高 18,588 18,909

EDINET提出書類 株式会社 富山銀行(E03565)

四半期報告書

(単位:百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 1,016 | 413 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 929 | 739 |
| 当中間期変動額合計 | 929 | 739 |
| 当中間期末残高 | 86 | 325 |
| 土地再評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 997 | 997 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - |
| 当中間期末残高 | 997 | 997 |
| その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 2,013 | 1,411 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 929 | 739 |
| 当中間期変動額合計 | 929 | 739 |
| 当中間期末残高 | 1,084 | 672 |
| 少数株主持分 | | |
| 当期首残高 | 991 | 1,107 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額) | 69 | 35 |
| 当中間期変動額合計 | 69 | 35 |
| 当中間期末残高 | 1,060 | 1,143 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 21,260 | 20,870 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 135 | 135 |
| 中間純利益 | 468 | 692 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額) | 860 | 703 |
| 当中間期変動額合計 | 527 | 146 |
| 当中間期末残高 | 20,732 | 20,724 |

(単位:百万円)

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益 522 861 192 減価償却費 164 貸倒引当金の増減() 65 484 2 賞与引当金の増減額(は減少) 19 退職給付引当金の増減額(は減少) 2 0 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) 29 68 睡眠預金払戻損失引当金の増減() 4 4 偶発損失引当金の増減額(は減少) 0 10 資金運用収益 3,292 3,182 資金調達費用 330 216 有価証券関係損益() 197 300 為替差損益(は益) 7 15 固定資産処分損益(は益) 4 6 貸出金の純増()減 1,502 1,235 預金の純増減() 14,579 6,818 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 89 47 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 1,179 1,351 コールローン等の純増()減 13,670 6,680 外国為替(資産)の純増()減 44 32 外国為替(負債)の純増減() 2 _ リース債権及びリース投資資産の純増()減 291 42 資金運用による収入 3.260 3.140 資金調達による支出 394 253 その他 177 131 小計 957 1,748 9 法人税等の支払額 17 営業活動によるキャッシュ・フロー 1,730 947 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 8,533 10,590 有価証券の売却による収入 4,589 4,014 2,443 有価証券の償還による収入 5,993 有形固定資産の取得による支出 124 393 無形固定資産の取得による支出 98 77 有形固定資産の売却による収入 5 0 投資活動によるキャッシュ・フロー 1.696 1.075 財務活動によるキャッシュ・フロー 配当金の支払額 135 135 少数株主への配当金の支払額 3 3 自己株式の取得による支出 0 0 財務活動によるキャッシュ・フロー 138 139 現金及び現金同等物に係る換算差額 7 2 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 96 269 現金及び現金同等物の期首残高 5,588 5,386 5,117 5,492 現金及び現金同等物の中間期末残高

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 連結子会社 2社 会社名

> 富山リース株式会社 富山保証サービス株式会社

(2) 非連結子会社 該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

5 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 18年~50年

その他 3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 2,693百万円(前連結会計年度末は2,675百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤 務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込額を計上しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日)

(11)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12)リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日 前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13)リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上 する方法によっております。

(14)重要なヘッジ会計の方法

金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基 準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別 監査委員会報告第24号」という。) に規定する繰延ヘッジによっております。

(15)中間連結キャシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現 金及び日本銀行への預け金であります。

(16)消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形 固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

連結子会社の消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日

平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連 結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中 間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,250百万円、延滞 債権額は8,059百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は49百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,939百万円 であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない ものであります。
- 4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,300百万円 であります。

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,166百万円、延滞債権額は8,152百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。
- 3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,830百万円 であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない ものであります。
- 4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,166百万円 であります。

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

- 5 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき 金融取引として処理しております。これにより受け 入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び 買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有しておりますが、その額面 金額は、8,707百万円であります。
- 6 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,854百万円 リース債権及びリース投資 1,340百万円 資産

担保資産に対応する債務

預金 845百万円 借用金 1,586百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,571百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は19百万円であります。

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、98,254百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが95,382百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

- 5 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,696百万円であります。
- 6 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,981百万円 リース債権及びリース投資 1,089百万円 資産 1,089百万円

担保資産に対応する債務

預金 841百万円 借用金 1,623百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,823百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は18百万円であります。

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は99,340百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが97,063百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の 保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び 連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又 は契約極度額の減額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、契約時において必要 に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に予めている行内手続に基 づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見 直し、与信保全上の措置等を講じております。

| 前連結会計年度 |
|--------------|
| (平成23年3月31日) |

8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と 当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,076百万円

- 9 有形固定資産の減価償却累計額 4,633百万円 10 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融
- 10 有個証券中の社債のつち、有個証券の私券(金融 商品取引法第2条第3項)による社債に対する保 証債務の額は、2,136百万円であります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,120百万円

- 9 有形固定資産の減価償却累計額 4,710百万円
- 10 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融 商品取引法第2条第3項)による社債に対する保 証債務の額は、2,277百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 |
|----------------------------|----------------------------|
| (自 平成22年4月1日 | (自 平成23年4月1日 |
| 至 平成22年9月30日) | 至 平成23年9月30日) |
| | 1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益403百万円 |
| | を含んでおります。 |
| 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額345百万円 | 2 その他経常費用には、株式等売却損383百万円及び |
| 及び株式等償却80百万円を含んでおります。 | 株式等償却33百万円を含んでおります。 |



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|--|--|--|
| | 当連結会計年度期首 株式数 | 当中間連結会計期間 増加株式数 | 当中間連結会計期間 減少株式数 | 当中間連結会計期間末 株式数 | 摘要 | | | |
| 発行済株式 | | | | | | | | |
| 普通株式 | 54,444 | | | 54,444 | | | | |
| 合計 | 54,444 | | | 54,444 | | | | |
| 自己株式 | | | | | | | | |
| 普通株式 | 95 | 0 | | 95 | (注) | | | |
| 合計 | 95 | 0 | | 95 | | | | |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであります。

2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|-----------------|---------------------|--------------|--------------|
| 平成22年 6 月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 135 | 2.5 | 平成22年 3 月31日 | 平成22年 6 月30日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-------|-------------------|--------------|-------------|
| 平成22年11月12日 取締役会 | 普通株式 | 135 | 利益剰余金 | 2.5 | 平成22年 9 月30日 | 平成22年12月10日 |

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 当連結会計年度期首 株式数 | 当中間連結会計期間 増加株式数 | 当中間連結会計期間 減少株式数 | 当中間連結会計期間末 株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 54,444 | | | 54,444 | |
| 合計 | 54,444 | | | 54,444 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 100 | 1 | | 101 | (注) |
| 合計 | 100 | 1 | | 101 | |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであります。

2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|-----------------|---------------------|--------------|--------------|
| 平成23年 6 月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 135 | 2.5 | 平成23年 3 月31日 | 平成23年 6 月30日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | |
|---------------------|-------|-------------------|-------|------------------|--------------|-------------|--|
| 平成23年11月11日 取締役会 | 普通株式 | 135 | 利益剰余金 | 2.5 | 平成23年 9 月30日 | 平成23年12月12日 | |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 | | 当中間連結会計期間 | |
|--------------------------|----------|--------------------------|----------|
| (自 平成22年4月1日 | | (自 平成23年4月1日 | |
| 至 平成22年 9 月30日) | | 至 平成23年9月30日) | |
| 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 | | 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 | |
| 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | | 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | |
| 平成22年 9 月30日現在 | (単位:百万円) | 平成23年 9 月30日現在 | (単位:百万円) |
| 現金預け金勘定 | 9,852 | 現金預け金勘定 | 10,623 |
| 普通預け金 | 566 | 普通預け金 | 836 |
| 定期預け金 | 3,520 | 定期預け金 | 4,336 |
| その他預け金 | 273 | その他預け金 | 334 |
| 現金及び現金同等物 | 5,492 | 現金及び現金同等物 | 5,117 |

<u>次へ</u>

(リース取引関係)

(借手側)

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 年度末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|----------|
| 有形固定資産 | 26 | 20 | | 6 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 合計 | 26 | 20 | | 6 |

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 中間連結会計期間末 残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|--------------------|
| 有形固定資産 | 23 | 19 | | 4 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 合計 | 23 | 19 | | 4 |

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年 3 月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|------|---------------------------|---------------------------|
| 1 年内 | 3 | 3 |
| 1 年超 | 3 | 2 |
| 合計 | 7 | 5 |

リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高

百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高

百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

| | | (字位:日八 <u>月</u>) |
|---------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
| 支払リース料 | 16 | 2 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | | |
| 減価償却費相当額 | 13 | 1 |
| 支払利息相当額 | 0 | 0 |
| 減損損失 | | |

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引

(1)リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年 3 月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|----------|---------------------------|---------------------------|
| リース料債権部分 | 4,423 | 4,353 |
| 見積残存価額部分 | 8 | 10 |
| 受取利息相当額 | 420 | 395 |
| 合計 | 4,011 | 3,968 |

(2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年 3 月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|---------|---------------------------|---------------------------|
| 1年以内 | 1,444 | 1,426 |
| 1年超2年以内 | 1,141 | 1,108 |
| 2年超3年以内 | 802 | 775 |
| 3年超4年以内 | 535 | 553 |
| 4年超5年以内 | 310 | 307 |
| 5年超 | 188 | 182 |
| 合計 | 4,423 | 4,353 |

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日至 平成22年9月30日)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日) 適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、同会計基準適用後の残存期間における利息相当額を各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は18百万円増加しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日至 平成23年9月30日)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日) 適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、同会計基準適用後の残存期間における利息相当額を各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は19百万円増加しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価(百万円) | 差 額(百万円) |
|------------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 現金預け金 | 9,541 | 9,531 | 10 |
| (2) コールローン及び買入手形 | 6,400 | 6,400 | |
| (3) 有価証券 | 101,716 | | |
| 満期保有目的の債券 | 11,450 | 10,244 | 1,206 |
| その他有価証券 | 90,265 | 90,265 | |
| (4) 貸出金 | 269,604 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 3,777 | | |
| | 265,827 | 268,299 | 2,472 |
| 資産計 | 383,485 | 384,741 | 1,255 |
| (1) 預金 | 370,913 | 371,218 | 304 |
| 負債計 | 370,913 | 371,218 | 304 |
| デリバティブ取引 (* 2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 0 | 0 | |
| デリバティブ取引計 | 0 | 0 | |

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産に計上しているデリバティブ取引を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資 産</u>

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格又は約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、同様の引受けを行う場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

<u>負 債</u>

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

<u>デリバティブ取引</u>

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------------------|---------------------|
| 非上場株式(*1) | 997 |
| 投資事業有限責任組合出資金(*2) | 454 |
| 合 計 | 1,452 |

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること から時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。 ((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|------------------|---------|-------|
| (1) 現金預け金 | 10,623 | 10,609 | 14 |
| (2) コールローン及び買入手形 | 13,300 | 13,300 | |
| (3) 有価証券 | 101,156 | | |
| 満期保有目的の債券 | 11,151 | 9,932 | 1,218 |
| その他有価証券 | 90,005 | 90,005 | |
| (4) 貸出金 | 268,368 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 3,307 | | |
| | 265,060 | 267,792 | 2,732 |
| 資産計 | 390,141 | 391,640 | 1,498 |
| (1) 預金 | 377,732 | 377,972 | 240 |
| 負債計 | 377,732 | 377,972 | 240 |
| デリバティブ取引 (* 2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 0 | 0 | |
| デリバティブ取引計 | 0 | 0 | |

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産に計上しているデリバティブ取引を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資 産</u>

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格又は約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、同様の引受けを行う場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見 込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対 照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

<u>負債</u>

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

<u>デリバティブ取引</u>

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借対照表 計上額 |
|-------------------|------------------|
| 非上場株式(* 1) | 1,002 |
| 投資事業有限責任組合出資金(*2) | 478 |
| 合 計 | 1,480 |

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること から時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

<u>前へ</u> 次へ

(有価証券関係)

- 1.中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------------------|-----|---------------------|---------|---------|
| | 国債 | | | |
| | 地方債 | 2,246 | 2,322 | 76 |
| 時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の | 社債 | 1,608 | 1,667 | 59 |
| | その他 | 734 | 748 | 14 |
| | 小 計 | 4,589 | 4,738 | 149 |
| | 国債 | | | |
| D+ /= 4° + /+ 4° /+ +-107 | 地方債 | | | |
| 時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの | 社債 | 661 | 620 | 41 |
| | その他 | 6,200 | 4,884 | 1,315 |
| | 小 計 | 6,861 | 5,505 | 1,356 |
| 合計 | | 11,450 | 10,244 | 1,206 |

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|-----------------------------------------|-----|---------------------|-----------|---------|
| | 株式 | 2,695 | 2,100 | 594 |
| | 債券 | 44,181 | 43,168 | 1,012 |
| \±\+\+\+\+\+\+\+\+\+\ | 国債 | 15,573 | 15,182 | 391 |
| 連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの | 地方債 | 1,045 | 1,002 | 42 |
| 2007 | 社債 | 27,562 | 26,983 | 578 |
| | その他 | 9,225 | 8,672 | 552 |
| | 小 計 | 56,102 | 53,941 | 2,160 |
| | 株式 | 2,407 | 3,080 | 673 |
| | 債券 | 22,925 | 23,337 | 411 |
| \±\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\ | 国債 | 11,031 | 11,336 | 304 |
| 連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの | 地方債 | 495 | 499 | 4 |
| 20100 | 社債 | 11,398 | 11,501 | 103 |
| | その他 | 9,730 | 10,336 | 605 |
| | 小 計 | 35,063 | 36,753 | 1,690 |
| 合計 | | 91,165 | 90,695 | 469 |

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に 比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて は、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として 処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計度における減損処理額は、341百万円(うち、株式341百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末時点の時価が取得原価に 比べて50%以上下落した銘柄、30%以上50%未満下落し、過去の一定期間の終値の平均価額が取得原価 に比べて30%以上下落した銘柄を原則として減損処理することとしております。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------------------|-----|-----------------------|---------|---------|
| | 国債 | | | |
| は価が中間連結役供 | 地方債 | 2,147 | 2,218 | 71 |
| 時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの | 社債 | 1,611 | 1,668 | 56 |
| 300 | その他 | 673 | 687 | 14 |
| | 小 計 | 4,433 | 4,575 | 141 |
| | 国債 | | | |
| は価が中間連結役供 | 地方債 | | | |
| 時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの | 社債 | 517 | 468 | 49 |
| 411607 | その他 | 6,200 | 4,888 | 1,311 |
| | 小 計 | 6,717 | 5,357 | 1,360 |
| 合 計 | | 11,151 | 9,932 | 1,218 |

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------------------|-----|-----------------------|-----------|---------|
| | 株式 | 1,850 | 1,451 | 399 |
| | 債券 | 49,726 | 48,500 | 1,226 |
| 内眼`束灶伶供 <u></u> 社四丰 | 国債 | 14,802 | 14,315 | 487 |
| 中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの | 地方債 | 1,560 | 1,501 | 58 |
| 煌んるもの | 社債 | 33,363 | 32,682 | 680 |
| | その他 | 7,083 | 6,895 | 188 |
| | 小 計 | 58,661 | 56,846 | 1,814 |
| | 株式 | 2,512 | 3,097 | 584 |
| | 債券 | 17,156 | 17,386 | 230 |
| | 国債 | 9,830 | 10,002 | 172 |
| 中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの | 地方債 | | | |
| 煌んないもの | 社債 | 7,326 | 7,384 | 57 |
| | その他 | 12,354 | 13,932 | 1,578 |
| | 小 計 | 32,023 | 34,416 | 2,392 |
| 合 計 | | 90,685 | 91,263 | 578 |

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に 比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて は、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損 失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、33百万円(うち、株式33百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末時点の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄、30%以上50%未満下落し、過去の一定期間の終値の平均価額が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄を原則として減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)、当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)とも該当ありません。

<u>前へ</u> 次へ

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|-----------------------------------------------|---------|
| 評価差額 | 449 |
| その他有価証券 | 449 |
| その他の金銭の信託 | |
| ()繰延税金負債 | 37 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 411 |
| ()少数株主持分相当額 | 2 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 413 |

(注) 評価差額には投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額(損)20百万円を含めております。

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|-----------------------------------------------|---------|
| 評価差額 | 603 |
| その他有価証券 | 603 |
| その他の金銭の信託 | |
| (+)繰延税金資産 | 276 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 326 |
| ()少数株主持分相当額 | 0 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 325 |

⁽注) 評価差額には投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額(損)25百万円を含めております。

前へ次へ

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年 超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|------|---------|-----------|------------------------|---------|-----------|
| | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| 金融商品 | 買建 | | | | |
| 取引所 | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 24 | | 0 | 0 |
| | 買建 | 42 | | 0 | 0 |
| 广西 | 通貨オプション | | | | |
| 店頭 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 合計 | | | 0 | 0 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 為替予約取引・・・先物為替相場によっております。
 - (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決 算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算 定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る 市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年 超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|------|---------|-----------|------------------------|---------|-----------|
| | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| 金融商品 | 買建 | | | | |
| 取引所 | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 80 | | 0 | 0 |
| | 買建 | 3 | | 0 | 0 |
| 店頭 | 通貨オプション | | | | |
| 泊頭 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 合計 | | | 0 | 0 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 為替予約取引・・・先物為替相場によっております。
 - (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)該当ありません。
 - (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)該当ありません。
 - (5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
 - 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当ありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

<u>前へ</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。 したがって、当行グループは銀行業務を基礎とした金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務・貸出業務・国内為替業務・外国為替業務等を行っております。「リース業」はリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の経常収益は一般取引と同様の条件で行っております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | | | | | | · · · | т · ш/лгл/ |
|----------------------------|---------|----------|---------|-------|-------------|-------|----------------|
| | 幸 | B告セグメン l | - | その他 | △ ≒∔ | 調整額 | 中間連結財 務諸表計上 |
| | 銀行業 | リース業 | 計 | (C 0) | その他 合計 | | 額 |
| 経常収益 | | | | | | | |
| 外部顧客に対する 経常収益 | 4,019 | 1,218 | 5,237 | 23 | 5,261 | | 5,261 |
| セグメント間の内部 経常収益 | 12 | 10 | 22 | 22 | 44 | 44 | |
| 計 | 4,031 | 1,228 | 5,260 | 45 | 5,306 | 44 | 5,261 |
| セグメント利益 | 442 | 82 | 524 | 6 | 530 | 1 | 529 |
| セグメント資産 | 401,613 | 5,736 | 407,349 | 705 | 408,055 | 2,255 | 405,799 |
| セグメント負債 | 382,053 | 4,939 | 386,993 | 310 | 387,303 | 2,236 | 385,067 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 172 | 20 | 192 | 0 | 192 | | 192 |
| 資金運用収益 | 3,302 | 1 | 3,303 | 0 | 3,304 | 11 | 3,292 |
| 資金調達費用 | 305 | 35 | 340 | | 340 | 10 | 330 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額 | 202 | 3 | 206 | 0 | 206 | 4 | 202 |

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連 結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、保証業務及び現金整理業務等を 含んでおります。
 - 3 調整額は、以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額 1百万円には、セグメント間取引消去 1百万円が含まれております。
 - (2) セグメント資産の調整額 2,255百万円には、セグメント間取引消去 2,255百万円が含まれております。
 - (3) セグメント負債の調整額 2,236百万円には、セグメント間取引消去 2,236百万円が含まれております。
 - (4) 資金運用収益の調整額 11百万円には、セグメント間取引消去 11百万円が含まれております。
 - (5) 資金調達費用の調整額 10百万円には、セグメント間取引消去 10百万円が含まれております。
 - (6) 有形固定資産及び無形固定資産の調整額 4百万円には、セグメント間取引消去 4百万円が含まれております。
 - 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。 したがって、当行グループは銀行業務を基礎とした金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務・貸出業務・国内為替業務・外国為替業務等を行っております。「リース業」はリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の経常収益は一般取引と同様の条件で行っております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

| (+12.1713) | | | | | | | |
|----------------------------|----------|---------|---------|----------|---------|-------------|----------------|
| | ‡ | B告セグメント | | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財 務諸表計上 |
| | 銀行業 | リース業 | 計 | المارة ع | | 响 定铁 | 額 |
| 経常収益 | | | | | | | |
| 外部顧客に対する 経常収益 | 4,237 | 1,096 | 5,333 | 22 | 5,356 | 25 | 5,330 |
| セグメント間の内部 経常収益 | 11 | 9 | 21 | 7 | 28 | 28 | |
| 計 | 4,249 | 1,106 | 5,355 | 29 | 5,384 | 54 | 5,330 |
| セグメント利益(はセグメント損失) | 824 | 54 | 879 | 10 | 868 | 0 | 867 |
| セグメント資産 | 403,192 | 5,447 | 408,639 | 630 | 409,270 | 2,179 | 407,091 |
| セグメント負債 | 383,676 | 4,557 | 388,234 | 301 | 388,536 | 2,169 | 386,366 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 144 | 19 | 164 | 0 | 164 | | 164 |
| 資金運用収益 | 3,192 | 1 | 3,193 | 0 | 3,193 | 11 | 3,182 |
| 資金調達費用 | 198 | 28 | 226 | | 226 | 10 | 216 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額 | 490 | 1 | 492 | | 492 | | 492 |

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連 結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、保証業務であります。
 - 3 調整額は、以下のとおりであります。
 - (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 25百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額であります。
 - (2) セグメント利益の調整額 0百万円には、セグメント間取引消去 0百万円が含まれております。
 - (3) セグメント資産の調整額 2,179百万円には、セグメント間取引消去 2,179百万円が含まれております。
 - (4) セグメント負債の調整額 2,169百万円には、セグメント間取引消去 2,169百万円が含まれております。
 - (5) 資金運用収益の調整額 11百万円には、セグメント間取引消去 11百万円が含まれております。
 - (6) 資金調達費用の調整額 10百万円には、セグメント間取引消去 10百万円が含まれております。
 - 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券 投資業務 | リース業務 | その他 | 合計 |
|------------------|-------|--------------|-------|-----|-------|
| 外部顧客に対する 経常収益 | 2,529 | 1,021 | 1,215 | 494 | 5,261 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券 投資業務 | リース業務 | その他 | 合計 |
|------------------|-------|--------------|-------|-----|-------|
| 外部顧客に対する 経常収益 | 2,421 | 857 | 1,081 | 968 | 5,330 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当ありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| | | 前連結会計年度 (平成23年 3 月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|-----------------------------------|-----|---------------------------|---------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 363.68 | 360.33 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 20,870 | 20,724 |
| 純資産の部の合計額から控除する金 額 | 百万円 | 1,107 | 1,143 |
| うち少数株主持分 | 百万円 | 1,107 | 1,143 |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額 | 百万円 | 19,763 | 19,581 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 | 千株 | 54,343 | 54,342 |

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------|-----|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1 株当たり中間純利益金額 | 円 | 8.62 | 12.75 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 中間純利益 | 百万円 | 468 | 692 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | | |
| 普通株式に係る中間純利益 | 百万円 | 468 | 692 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 千株 | 54,348 | 54,343 |

⁽注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年9月30日) |
|---------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 9,351 | 10,322 |
| コールローン | 6,400 | 13,300 |
| 買入金銭債権 | 900 | 680 |
| 有価証券 | 1, 7, 11 103,143 | 1, 7, 11 102,610 |
| 貸出金 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 |
| 外国為替 | 476 | 2, 3, 4, 3, 6, 8 |
| その他資産 | ₇ 1,378 | ₇ 1,221 |
| 有形固定資産 | 4 466 | 4 746 |
| 無形固定資産 | 9, 10 4,400 193 | 9, 10 |
| 無 が 回た負性 繰延税金資産 | 983 | 1,180 |
| 支払承諾見返 | 1,746 | 1,818 |
| 貸倒引当金 | 3,641 | 3,143 |
| 資産の部合計 | 396,281 | 403,192 |
| 負債の部 | 370,201 | 403,172 |
| 預金 | _ 371,505 | _ 378,250 |
| 借用金 | 800 | 1 000 |
| その他負債 | 937 | 1,119 |
| 未払法人税等 | 29 | 23 |
| リース債務 | 3 | 3 |
| 資産除去債務 | 13 | 13 |
| その他の負債 | 890 | 1,078 |
| 賞与引当金 | 119 | 100 |
| 退職給付引当金 | 504 | 503 |
| 役員退職慰労引当金 | 153 | 85 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 16 | 12 |
| 偶発損失引当金 | 63 | 52 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 9 734 | 9 734 |
| 支払承諾 | 1,746 | 1,818 |
| 負債の部合計 | 376,582 | 383,676 |
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 6,730 | 6,730 |
| 資本剰余金 | 5,690 | 5,690 |
| 資本準備金 | 5,690 | 5,690 |
| 利益剰余金 | 5,903 | 6,459 |
| 利益準備金 | 1,429 | 1,429 |
| その他利益剰余金 | 4,474 | 5,030 |
| 別途積立金 | 4,000 | 4,000 |
| 繰越利益剰余金 | 474 | 1,030 |
| 自己株式 | 36 | 36 |
| 株主資本合計 | 18,287 | 18,843 |
| その他有価証券評価差額金 | 413 | 325 |
| 土地再評価差額金 | 997 | 997 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,411 | 672 |
| 純資産の部合計 | 19,699 | 19,515 |
| 負債及び純資産の部合計 | 396,281 | 403,192 |
| | | · |

691

(単位:百万円)

(2)【中間損益計算書】

中間純利益

前中間会計期間 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 経常収益 4.031 4,249 資金運用収益 3,302 3,192 (うち貸出金利息) 2,539 2,431 (うち有価証券利息配当金) 743 740 役務取引等収益 416 460 その他業務収益 292 132 464 その他経常収益 19 経常費用 3,589 3,424 資金調達費用 305 198 (うち預金利息) 305 197 157 役務取引等費用 159 2,654 2,619 営業経費 449 470 その他経常費用 経常利益 442 824 特別利益 8 -特別損失 15 6 税引前中間純利益 435 818 法人税、住民税及び事業税 8 8 法人税等調整額 36 118 法人税等合計 28 126

463

(単位:百万円)

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 6,730 6,730 当中間期変動額 当中間期変動額合計 _ 当中間期末残高 6,730 6,730 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 5,690 5,690 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 5,690 5,690 資本剰余金合計 当期首残高 5,690 5,690 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 5,690 5,690 利益剰余金 利益準備金 当期首残高 1,429 1,429 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1,429 1,429 その他利益剰余金 別途積立金 当期首残高 4,000 3,660 当中間期変動額 別途積立金の積立 340 当中間期変動額合計 340 当中間期末残高 4,000 4,000 繰越利益剰余金 当期首残高 673 474 当中間期変動額 剰余金の配当 135 135 別途積立金の積立 -340 中間純利益 691 463 当中間期変動額合計 12 555 当中間期末残高 661 1,030 利益剰余金合計 当期首残高 5,903 5,762 当中間期変動額 剰余金の配当 135 135 別途積立金の積立 -中間純利益 463 691 当中間期変動額合計 327 555 当中間期末残高 6.090 6,459

EDINET提出書類 株式会社 富山銀行(E03565)

四半期報告書

(単位:百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|--------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 35 | 36 |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 0 |
| 当中間期末残高 | 36 | 36 |
| | | |
| 当期首残高 | 18,147 | 18,287 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 135 | 135 |
| 中間純利益 | 463 | 691 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 327 | 555 |
| 当中間期末残高 | 18,475 | 18,843 |
| - 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 1,015 | 413 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 929 | 739 |
| 当中間期変動額合計 | 929 | 739 |
| 当中間期末残高 | 86 | 325 |
| 土地再評価差額金 土地再評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 997 | 997 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | - | - |
| 当中間期变動額合計 | - | - |
| 当中間期末残高 | 997 | 997 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 2,013 | 1,411 |
| 当中間期变動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 929 | 739 |
| 当中間期変動額合計 | 929 | 739 |
| 当中間期末残高 | 1,084 | 672 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 20,160 | 19,699 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 135 | 135 |
| 中間純利益 | 463 | 691 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額) - | 929 | 739 |
| 当中間期変動額合計 | 601 | 183 |
| 当中間期末残高 | 19,559 | 19,515 |

【重要な会計方針】

| | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 | 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により 行っております。 |
| 2 有価証券の評価基準及び評価 方法 | 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し |
| | ております。 |
| 3 デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 | デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按 分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 18年~50年 その他 3年~20年 |
| | (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 |
| | (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 |
| 5 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,693百万円(前事業年度末は2,675百万円)であります。 |

| | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|----------------------------|----------------------------------------------|
| | · |
| | (2) 賞与引当金 |
| | 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞 |
| | 与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 |
| | (3) 退職給付引当金 |
| | 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における |
| | 退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発 |
| | 生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数 |
| | |
| | 理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 |
| | 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 |
| | (5年)による定額法により損益処理 |
| | 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年 |
| | 数(5年)による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 |
| | (4) 役員退職慰労引当金 |
| | 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に |
| | 対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生してい |
| | ると認められる額を計上しております。 |
| | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 |
| | 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者から |
| | の払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必 |
| | 要と認める額を計上しております。 |
| | (6) 偶発損失引当金 |
| | 偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備える |
| | ため、支払見込額を計上しております。 |
| 6 外貨建資産及び負債の本邦通 貨への換算基準 | 外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付し ております。 |
| 7 リース取引の処理方法 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20 |
| | 年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引 |
| | に準じた会計処理によっております。 |
| 8 ヘッジ会計の方法 | 金利リスクヘッジ |
| | 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行 |
| | 業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日 |
| | 本公認会計士協会業種別監查委員会報告第24号。以下「業種別監查委員会報告 |
| | 第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 |
| 9 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式に |
| | よっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会 |
| | 計期間の費用に計上しております。 |

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基 準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)

1 関係会社の株式総額

(平成23年9月30日)

2百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,178百万円、延滞 債権額は7,889百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が 相当期間継続していることその他の事由により元 本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出 金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政 令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲 げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であっ て、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金 以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は49百万円 であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,939百万円 であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない ものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,057百万円 であります

なお、上記2から5に掲げた債権額は貸倒引当金控 除前の金額であります。

1 関係会社の株式総額

2百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,097百万円、延滞 債権額は7,960百万円であります。

当中間会計期間

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が 相当期間継続していることその他の事由により元 本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出 金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政 令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲 げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であっ て、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金 以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円 であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,830百万円 であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない ものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,905百万円 であります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)

- 6 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき 金融取引として処理しております。これにより受け 入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び 買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有しておりますが、その額面 金額は、8,707百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券 5,854百万円

担保資産に対応する債務

預金845百万円借用金800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,571百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は14百万円であります。

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、98,762百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが95,890百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相はの事由があるときは、当行が実行申し込みを受けたきる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

- 6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7.696百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券 5,981百万円

担保資産に対応する債務

預金 841百万円 借用金 1,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,823百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は13百万円であります。

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、99,824百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消し可能なものが97,547百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当は、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前事業年度 (平成23年3月31日)

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,076百万円 4,527百万円

- 10 有形固定資産の減価償却累計額
- 11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融 商品取引法第2条第3項)による社債に対する当 行の保証債務の額は2,136百万円であります。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と 当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,120百万円

- 10 有形固定資産の減価償却累計額 4,594百万円
- 11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融 商品取引法第2条第3項)による社債に対する当 行の保証債務の額は2,277百万円であります。



(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (自 平成22年4月1日 | (自 平成23年4月1日 |
| 至 平成22年9月30日) | 至 平成23年9月30日) |
| 2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 129百万円 無形固定資産 40百万円 | 1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益416百万円 を含んでおります。 2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 105百万円 無形固定資産 34百万円 |
| 3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額361百万円 | 3 その他経常費用には、株式等売却損383百万円及び |
| 及び株式等償却80百万円を含んでおります。 | 株式等償却33百万円を含んでおります。 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 95 | 0 | | 95 | (注) |
| 合計 | 95 | 0 | | 95 | |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 100 | 1 | | 101 | (注) |
| 合計 | 100 | 1 | | 101 | |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであります。



(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|---------|
| 有形固定資産 | 43 | 34 | | 8 |
| 無形固定資産 | 41 | 30 | | 10 |
| 合計 | 84 | 65 | | 19 |

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 中間会計期間末 残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|------------------|
| 有形固定資産 | 35 | 30 | | 5 |
| 無形固定資産 | 41 | 35 | | 6 |
| 合計 | 77 | 65 | | 11 |

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (平成23年 3 月31日) | (平位・日ガラ) 当中間会計期間 (平成23年 9 月30日) |
|------|-------------------------|---------------------------------------|
| 1 年内 | 14 | 10 |
| 1 年超 | 5 | 2 |
| 合計 | 20 | 12 |

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高

百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高

百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

| | | (半位,日 <u>刀口)</u> |
|---------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| | 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
| 支払リース料 | 9 | 7 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | | |
| 減価償却費相当額 | 8 | 7 |
| 支払利息相当額 | 0 | 0 |
| 減損損失 | | |

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

前へ 次へ

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|-------------------|
| 子会社株式 | 2 |
| 関連会社株式 | |
| 合計 | 2 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|---------------------|
| 子会社株式 | 2 |
| 関連会社株式 | |
| 合計 | 2 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

| | | 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|--------------|-----|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 8.53 | 12.72 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 中間純利益 | 百万円 | 463 | 691 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | | |
| 普通株式に係る中間純利益 | 百万円 | 463 | 691 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 千株 | 54,348 | 54,343 |

⁽注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

<u>前へ</u>

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第86期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 135百万円 1株当たりの中間配当金 2円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月21日

株式会社富山銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 啓 三 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富山銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月21日

株式会社富山銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 啓 三 業務執行社員 公認会計士 大 村 啓 三

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 業務執行社員 公認会計士 岩 崎 裕 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富山銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社富山銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。